

平成24年 6月 1日

福島県知事

佐藤 雄平 様

## 6 月 定 例 議 会 要 望 書

福島県議会民主・県民連合議員会

会 長 渡 部 讓

復興元年と位置付けた平成 24 年も半ばを迎えようとしておりますが、本県は未だに多くの困難な課題を抱えております。

しかし、先日発表された 4 月の県内有効求人倍率は 0.92 倍と前月を 0.10 ポイント上回り、震災復旧関連の求人など短期的な要素が強いものの、雇用情勢は改善の傾向にあることを示しています。又、「ふくしま産業復興企業立地補助金」への申し込みが予想を大きく上回るなど、明るい兆しも少しずつ見え始めております。そのような中、今月には「福島復興再生基本方針」が閣議決定される予定となっており、本県復興は更に新たな局面を迎えることとなります。

これからは「国や企業が何をしてくれるか」ではなく、「福島は何をしたいのか」が問われます。その思いの強さが復興の成否を分けることとなります。「福島の未来は福島が決める」という強い意志の下、知事を始め全員が一丸となって、未来に夢が持てる「途方もなく大きな福島の絵」を描くことを願っております。

私たち民主・県民連合も、政府与党に繋がる立場を最大限に生かし、皆さんと共に福島県の復興に向けて全力で取り組むことをお約束致します。

以下、6 月定例議会の開催にあたり当面の重要な課題について要望しますので、県政に反映されますようお願い致します。

# 【要 望 事 項】

## 1 福島県総合計画の見直しについて

現在進められている総合計画の見直しにあたっては、復興計画との一体性を確保することはもとより、近く閣議決定される「福島復興再生特別措置法」に基づく「基本方針」に示される、本県復興に対する国の姿勢をしっかりと受け止め、「福島県は何をどうしたいのか」といった、本県が目指すべき姿とその実現に向けた具体的取り組みを明確に示すことを強く要望する。

## 2 再生可能エネルギーに関する施策の展開について

復興計画の重点プロジェクトに位置付けられている再生可能エネルギーに関する取り組みは、復興の象徴的施策であり、世界をリードする「さきがけの地」となることが、本県が原発事故を経て再び甦る道であることを改めて強く認識すべきであり、「途方もなく大きな絵」を描かなければ「さきがけの地」の実現は難しい。よって県においては、計画の見直しを含め、これまでの枠組みにとらわれない大胆な発想で施策を展開するよう強く要望する。

## 3 賠償について

本年3月16日に原子力損害賠償紛争審査会は「中間指針第二次追補」を示したが、賠償の対象範囲や算定の基準が不明確であり、又、多くの問題の対応を東京電力に委ねた形となり、関係者からは不満の声が上がっている。そこで県は国に対して、被害者が生活や事業の再建を果たすことができる十分な賠償が迅速かつ確実になされるよう、明確で具体的な第三次、第四次の「指針」の策定を強く求めること。

## 4 汚染廃棄物の処理について

国から示された放射性物質に汚染された廃棄物の処理基準によれば、対策地域外廃棄物及び 8,000 ベクレル以下の対策地域内廃棄物、更に 10 万ベクレル以下の指定廃棄物については、既存の管理型処分場への埋め立て処分がなされることとなっているが、基準に合致する廃棄物も住民理解が得られない等の理由により、処分できずにそれぞれの敷地内などに仮置きされており、異臭や場所の確保等大きな問題となっている。よって県は、基準に合致した廃棄物処理に管理型処分場が使えるよう、立地地域の住民理解を得るための取り組みを更に強化すること。又、路盤材としてのコンクリートがらの活用など、再生利用に向けたマッチング活動の強化を図ること。

## 5 仮置き場・中間貯蔵施設について

国や市町村において様々な除染の取り組みがなされているが、中間貯蔵施設の設置が決まらないことから、除染に伴う廃棄物の仮置き場に対する住民理解が進まず、本格的な除染活動に支障をきたしている。よって県は引き続き、中間貯蔵施設の設置に向けて国及び関係町村と密接に連携し、主体的な立場に立った取り組みの強化を図ること。

## 6 県民健康管理の拡充について

県は、基本調査と 18 歳以下県民への甲状腺検査や既存の検診を活用した健康診査等による詳細調査により県民の健康管理を行うこととしているが、甲状腺検査やホールボディカウンターによる検査は、1 年以上経った現在もまだ受けられない地域があり、不安の声が広がっている。医学的見地からの優先順位によると理解しているが、県民の不安解消も健康管理には重要な

要素であることから、以上二つの検査については未だに実施されていない地域において前倒しで実施できるよう対策を講じること。

又、県民の健康を将来にわたって管理していくためには、健康診査の受診率向上が欠かせないことから、受診率向上に向けた対策の強化を図ること。

更に、県民健康管理の全体を通して「健康長寿県日本一」の理念が実現可能なものとなるよう内容の充実を図ること。

## 7 ふくしま産業復興企業立地補助金について

復興に向けた熱意ある多くの企業からの申請がなされた本補助金は、167件が採択されたが、予算の制約上123件が採択保留となっている。ほかにも申請の準備をしている企業が数多くあり、ここで打ち切りになれば本県への企業の投資意欲は大幅に減退することが懸念され、復興にも影響が出かねないことから県は予算の増額を国に対して強く求めること。

又、採択された企業に対しては、地元企業との取引等、雇用や地域経済への波及効果が更に高まるような取り組みを求めるとともに、国に対してはその効果の大きさをしっかり示すこと。

## 8 米の検査体制について

本県の主力農産物である米の検査体制の構築は、本県の持続可能な農業生産体制の確立にとって大変重要である。県においては「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」により対応しているが、県内の先進地域においては新たな検査体制の構築を図っているところもあり、このような先進事例をしっかりと後押しし、自主検査ではなく、県の管理の下に公的に認証されるシステムの構築等、消費者に信頼される米の検査体制を早急に確立すること。

## 9 水産業の復興に向けた支援について

本県水産業は震災と原発事故により壊滅的な被害を受けているが、ここにきて一部魚種について検査確認のための採取が開始される見通しが示されるなど、ようやく明るい兆しが見え始めている。消費者の信頼を得るためには魚介類の安全性を担保する仕組みが必要であることから、今後の操業再開に向けて、全量検査等の検査体制の整備に万全を期すこと。

又、本県水産物への風評による価格の下落が懸念されることから、流通体制の構築も含めた市場対策への支援にも積極的に取り組むこと。

## 10 アクアマリンふくしまの復旧について

震災と津波の影響により甚大な被害を受けたアクアマリンふくしまは、昨年7月15日に応急復旧により営業が再開されたが、重要施設の一つである「水生生物保全センター（CAL）」は未だに復旧に至っていない。この重要な機能を欠いた状態は運営自体に支障が出る恐れがあることから、早急な対応が求められる。よって県は、「水生生物保全センター」の復旧に向けた取り組みを強化するとともに、復旧までの間は仮設設備での対応を含め、運営に支障が生じないよう機能の回復に努めること。

## 11 応急仮設住宅について

応急仮設住宅については、避難地域の要望に応える形で建設を進めてきているが、発災後1年を経過して被災住民の居住の志向が明確になり、仮設住宅の入居に偏りがみられることから、仮設住宅の移動や別途使用等有効活用に向け柔軟に対応すること。

又、応急仮設住宅の居住期間の1年延長が認められたことに

より、避難生活の長期化、孤立化が懸念されることから、コミュニティの再生等、仮設生活環境の改善と、仮設住宅設備の追加的改修のための早期発注体制の整備を図ること。

## 1 2 県内への自主避難者の支援について

県外への自主避難者については災害救助法の適用により、民間借り上げ住宅への家賃補助が認められているが、県内への自主避難者については家賃の補助等が認められていない。県外・県内の違いで対応が異なるのは問題であり、県内に留まったことの意義も考慮すべきである。又今後、県外から県内への住み替えも想定されることから、同様の支援が受けられるよう国に対して強く求めること。